

みどり市笠懸公民館利用団体・サークル 調査表 (令和6年度)

番号: 【記入不要】

ホームページや館内の掲示板を活用して、活動を紹介する予定です。

フリガナ		カサカケシュワサークル			
		笠懸手話サークル			
		※具体的な活動内容を記載してください			
		例) ダンスなら ⇒ ヒップホップ、ジャズダンスなど			
専門部活動などがありますか		ある・ <u>よい</u>	専門部名	※1つの団体でも専門部に分かれ、活動をそれぞれで行いその部ごとに部屋の予約をする団体は記入してください。	
代表者	フリガナ	カサカケ ミドリ			
	氏名	笠懸 みどり			
	住所	(〒379-2311) みどり市笠懸町阿左美 1581-1			
	携帯電話	000(1234)5678	自宅電話	01	
	メールアドレス	kouminkan@city.midori.gunma.jp			
	FAX	0277(76)2836			
構成人員	男性	10人	女性	10人	合計 20人
	市内在住在勤在学者数		18人	市内者割合	【記入不要】%
指導者	フリガナ	オオママ イチロウ			
	氏名	大間々 一郎			
	住所	(〒379-2313) みどり市笠懸町鹿 2952			
	TEL	0277(12)3456			

指導者は代表者になれません!

記入いただいた団体へは、公民館からのお知らせをメールで送ります。

窓口で職員が記入します。利用条件は、70%以上です。

主な利用日	(ア)毎週 曜日 ・ (イ)隔週 曜日
	(ウ)第3週 木曜日 ・ (エ)不定期()
主な利用時間	(午前・午後) <u>6:00</u> ~ (午前・午後) <u>9:00</u>
利用希望部屋	交流ホール
活動準備室内のロッカー等の利用希望 ※どちらか1つまで	<u>希望する</u> ・ 希望しない
	ロッカー ・ <u>ポスト</u> No. 【記入不要】

裏面の記入もお願いします

- ※ 1年間に3回以上公民館を利用するサークル等はこの調査表を提出してください。提出していただけない場合には、利用をご遠慮いただく事もあります。
- ※ この調査表はみなさんの団体やサークルが公民館の利用に際し“優先権”や“既得権”などが発生することはありません。
- ※ 構成人数には、指導者を含まない人数をご記入ください。
- ※ 別紙の名簿は、団体で作成したものでけっこうです。

受付日:

受付者:

館長		副館長		担当者		職員		端末	
----	--	-----	--	-----	--	----	--	----	--

令和5年4月～令和6年3月までの、入会者や退会者の人数を記入。 公民館利用者の会が団体・サークルの活動を応援する取り組みです。	新会員募集	(ア) 随時 けて募集 (ウ) 募集していない [募 集 し て い な い 理 由]			活動の見学や体験の可否についてお聞かせください。	
	活動の見学・体験	見学	可(いつでも・事前予約) ・ 不可			
		体験	受入れ	可(いつでも・事前予約) ・ 不可		
			費用	なし ・ あり(円)		
持ち物						
会員数の増減 ※令和5年度について	入会	退会	見学・体験			
	2 人	1 人	3 人			
おためし参加 ※公民館利用者の会の取組	登録する ・ 登録			「入会」と「見学・体験」の人数はそれぞれ数えてください。重複可。		
	※登録すると、活動日の利用案内(ホウ)します。また、会員募集のPR等を行います。					

サークルに入会したい、活動の様子を知りたいなどの問い合わせがあった場合に使います。	市民からの問い合わせに対して、代表者の氏名・電話番号を公開してもよろしいですか？ (ア) 公開してよい ↳ (公開してよい電話番号: 携帯電話 ・ 自宅電話) (イ) 公開しないでほしい	忘れずに○をつけてください。
	市民からの問い合わせに対して、下記の内容について、公開してもよろしいですか？ <u>公開できない内容</u> に、○をつけてください。 活動内容 ・ 会員数 ・ 会員の年代 ・ 会員の男女比 ・ 指導者氏名 ※活動日・活動時間帯は、原則として公開します。 <u>会員の個人情報は公開しません。</u> サークルの名称や活動時間等を団体紹介用一覧(かさかけ公民館だより)に掲載してもよろしいですか？ (ア) 掲載してもよい ・ (イ) 掲載しないでほしい	

サークルの運営状況	入会金の有無	有 ・ 無	500 円
	運営費(会費)	月額 ・ 年額	1,000 円
	運営費(会費)の主な使いみちは？	印刷費・講師謝礼・お茶代・その他(旅行積立)	
	指導者の依頼方法	サークルで選び依頼している(はい ・ いいえ)	
	指導者への謝礼	1回 ・ 1ヶ月	5,000 円

※NPOの定期利用の場合 (県に提出した書類の写し添付)
 【初 回】 特定非営利活動促進法第10条に基づく書類の写しを提出してください。
 【2年目以降】 第29条に基づく書類の写しを提出してください。利用条件は他の団体・サークルと同様ですが、若干規制があります。詳しくは職員にご相談ください。